

質問1	<p>・東京都23区において財政調整の配分割合を決めるとき、標準区(モデル区)を設定して仮予算を立ててシミュレーションを行った上で財政調整配分割合を決定しておられると聞いているが、一般に標準区設定しないでも可能か。</p>
説明	<p>都区財政調整制度は、各特別区が「ひとしくその行うべき事務が遂行できるように」交付金を交付することにより、各団体の財源保障を行う制度である。</p> <p>このため、各特別区が行うべき事務に要する経費を明らかにするため、基準財政需要額の算定を行う必要がある。基準財政需要額の算定にあたっては、地方交付税同様、普遍性のある行政需要にかかる合理的かつ妥当な水準の経費を明らかにするため、まず標準的な団体の経費を算定し、そのうえで、各団体の自然的、地理的、社会的諸条件に応じ適宜補正を加えて算定する必要がある。</p> <p>標準区の設定は、都区間、特別区相互間の財源調整上の基本であり、不可欠である。</p> <p>一方、都区制度の場合は、東京都が行う「市町村事務」に要する財源も保障する必要がある。</p> <p>このため、本来であれば都区双方の基準財政需要を測ったうえで、財源保障すべく配分割合を決める必要がある。しかしながら、都側は都が行う「市町村事務」の需要の算定を行っていない。このため、配分割合が都区双方の需要に見合ったものとなっているか、都側の財源保障ができていないのかを確認できない状態になっている。</p>
資料	<p>【資料2】都区財政調整制度の基礎及び財調協議等について</p>

質問2	<p>・配分割合が後々の争点になることが不可避であることは前回視察で明らかにしていただいたが、45:55を変更しようと思えば、どのような課題があるのか。</p>
説明	<p>調整税の配分割合は、昭和40年から地方交付税制度の改正に習い「基本額方式」を導入した以降の調整及び保健所の移管を踏まえて昭和51年に44%に定められて以降、平成12年都区制度改革の際の移管事務相当分として8%を上乗せし、また、平成19年に三位一体改革の影響分及び都補助金振替分として3%を上乗せした以外は変更されていない。</p> <p>すなわち、元の配分割合である44%を含め、現在の都区の事務配分、役割分担に見合った配分割合であるかどうかについては、平成12年改革の際も含め、都区双方が納得した形での整理は行われていない。</p> <p>なお、平成12年の都区制度改革の際、都区双方が責任ある財政運営を行う観点から、財源配分は中期的に安定的なものとすることを確認するとともに、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要と認められる場合に変更することを確認している。ちなみに、平成19年の配分割合の変更は、この確認に基づいて行われた変更である。</p> <p>現在、特別区は、平成12年改革の際に確認した変更事由に該当するものとして、令和2年度からの児童相談所の設置による割合への反映を提案している。</p> <p>「児童相談所設置市」となった場合、当該区域における都の権限はなくなり、「設置市」関連事務も含め区に権限が移管されるため、都と特別区の事務配分、役割分担の大幅な変更であり、配分割合変更事由に該当するためである。</p>
資料	<p>特別区の現状と課題(参考資料)p.21-39</p>

質問3	<p>・特別区に別の自治体、例えば都内の市などが特別区への編入を望んだ場合、どのような手続になるのか。また、そのような前例があるのか。</p>
説明	<p>市町村の廃置分合及び境界変更については、地方自治法第7条に定めがあるが、特別区には適用されず(第281条の3)、別に特別区の廃置分合及び境界変更に関する規定(第281条の4、第281条の5)が定められている。</p> <p>このように、廃置分合及び境界変更については、特別区と市町村とで適用法条を異にするが、知事・総務大臣・議会の関与や告示に関する手続等に関しては、市町村と同様である。</p> <p>しかし、特別区の区域を含む新たな市町村の設置や、特別区の既存の市町村への編入は許容されていない。特別区の存する区域が行政上の処分により、法人格の変動を伴いつつ縮小することを認めない趣旨であり、特別区の廃置分合及び境界変更が許容されるのは、以下の①から④の場合に限定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更 ② 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更 ③ 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置 ④ 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないもの <p>質問の例(都内の市町村の特別区への編入)は、上記④に該当し、第281条の4第10項及び同条第11項に基本的な手続が定められている。具体的には以下のとおりであるが、市町村の廃置分合及び境界変更の手続と同様となっている。</p> <p>なお、これまでに都内の市町村が特別区に編入された例は存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。 ② ①により特別区の境界変更をしようとするときは、都知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 ③ ①の場合において財産処分を必要とするときは、関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。 ④ ①の申請又は③の協議については、関係特別区及び関係市町村の議会の議決を経なければならない。 ⑤ ①の届出を受理したときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。 ⑥ ①の都知事の処分は、⑤の告示によりその効力を生ずる。
資料	なし

質問4	・23区の税収が都内他市に流出するということはあるのか。
説明	<p>東京都は、23区における市町村税の税収のうち、都区財政調整の財源である調整三税については、特別会計を設置して別途の管理を行っているが、その他の市町村税については同一の一般会計内で「都税」として取り扱い、区別した扱いを行っていない。</p> <p>このため、都内他市に流出しているかどうかの確認は不可能な状態である。</p>
資料	特別区の現状と課題(参考資料)p.103-106、p.171-180
質問5	・もしも税収が大幅減の場合、23区の区民サービスの水準は維持されるのか。
説明	<p>財政調整制度は、税収が大幅に減少した場合も、当該財調財源を分け合うものである。</p> <p>例えば、リーマンショックの影響により、平成21年度以降、財調財源である市町村民税法人分が大幅に減少した際、財調上の対応として公共施設改築工事費等の投資的経費への臨時的な起債充当などにより、基準財政需要額の縮減を図り、財調協議を取りまとめた。</p> <p>この際、各特別区は、年度途中の調整税減収に対し、自ら減収補填債を発行することができないため、都に対応を求め一方、事業の見直しや、財政調整等基金の活用などにより、急激な減収が区民サービスの低下に直結することのないよう、対応を図った。</p>
資料	なし